

給与支払報告書（個人別明細書）の記入例

「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び記入例を参考に記入してください。また、「個人別明細書」については、各事業所様にてご準備いただきますようお願いいたします。

※ 種別 ※ 整理番号 ※											
② 支給番号 01234-A01-000007											
③ 個人番号 123456789012											
① 住所 津市藤方637番地											
(役職名) 経理課長											
氏名 (フリガナ) スイドウ タロウ											
④ 水道 太郎											
種別	支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
給与・賞与	6,847,500		5,062,750		4,669,846		0				
(源泉)控除対象配偶者の有無等	⑩ 偶者(特別) 老人 控除の額		⑥ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		⑦ 未成年扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く)		⑧ 居住者である親族の数		
○	380,000		1 1 1		4		5		1		
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
⑪ 909,846			120,000			50,000			19,600		
(摘要) (前職) 津市工業(株) 津市〇〇町5-24 支払金額 1,823,600円 社会保険料 97,500円											
⑬ 源泉徴収税額 38,500円											
令和5年5月30日退職 (1)水道 五郎 (2)水道 六郎 (3)水道 幸子(年少)											
⑫ 高年齢者等の特別給付金の額		⑭ 新生命保険料の金額		⑮ 旧生命保険料の金額		⑯ 介護医療保険料の金額		⑰ 新個人年金保険料の金額		⑱ 旧個人年金保険料の金額	
180,000		780,000		700,000		90,000		360,000		780,000	
⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日 (1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年未残高(1回目)		住宅借入金等年未残高(2回目)	
205,000		2		26年 1月 10日		住		11,500,000		9,000,000	
⑳ 源泉(特別)控除対象		氏名		区分		⑳ 偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		国民年金保険料の金額	
⑮		水道 花子		〇		100,000		480,000		100,000	
⑰		氏名		区分		⑰ 16歳未満の扶養親族		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号			
1		水道 一郎		〇		1		(1) 890123456789			
2		水道 二郎		〇		2		(2) 901234567890			
3		水道 三郎		〇		3		(3) 991234567890			
4		水道 四郎		〇		4					
⑳ 未成年者		外国人		死亡退職		災害者		本人が障害者		ひとり親	
⑳ 中途就・退職		⑳ 受給者生年月日		就職		退職		年		月	
〇		昭和 39 10 11		5		5		31			
⑲ 個人番号又は法人番号 12345678901234 (右詰で記載してください。)											
住所(居所)又は所在地 津市西丸之内23番1号											
氏名又は名称 津市建設株式会社 (電話) 059-229-3130											

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)

(市区町村提出用)

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記載してください。

①住所

令和6年1月1日現在の住所(住民登録地)を確認し、正確に番地・方書まで記入してください。

②受給者番号

電子計算機等で事務処理をしている事務所・事業所等において、割り当てている番号がある場合に記載してください(社員番号等)。なお、津市において使用できる受給者番号の桁数は、最大25桁までで、地方税ポータルサイト(eLTAX)を経由して、給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が、個人住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)を、電子的に納税義務者に提供することを希望する場合は、使用できる文字に制限があります。

③個人番号

給与等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

④氏名

必ずフリガナを記入してください。外国人の方は氏名を省略せず、住民票に登録されている氏名で記入してください。

(裏面へ)

⑤源泉徴収税額

住宅借入金等特別控除の額を差し引いた後の税額を記入してください。

⑥控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）

- ・ **特 定** 特定扶養親族（平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族）の人数を◎に記入してください。
- ・ **老 人** 老人扶養親族（昭和29年1月1日以前に生まれた扶養親族）の人数を①に記入してください。老人扶養親族のうち同居老親等に該当する場合、その人数も④に記入してください。
- ・ **その他** 配偶者、特定、老人、16歳未満を除く控除対象扶養親族の人数を②に記入してください。
※扶養親族のうち、16歳未満の人は控除対象扶養親族に該当しませんのでこの欄には記入しないでください。

⑦16歳未満扶養親族

16歳未満（平成20年1月2日以降に生まれた人）の扶養親族の数を記入してください。所得税額に影響がなくても、住民税額に影響が生じる場合がありますので、対象者がいる場合は、必ず記入してください。

⑧非居住者である親族の数

控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

⑨（源泉）控除対象配偶者

（源泉）控除対象配偶者を有しているときは「○」と記入してください。

⑩配偶者（特別）控除の額

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。

⑪社会保険料等の金額

給与等からの控除分と申告により控除する分を合計し、小規模企業共済等掛金がある場合は、上段の「内」の箇所にその掛金額を記入し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計額を記入してください。

⑫生命保険料の金額の内訳

令和5年1月1日以後に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」・「新個人年金保険料の金額」・「介護医療保険料の金額」へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」・「旧個人年金保険料の金額」へそれぞれ記入してください。

住民税額の計算に必要な場合がありますので、保険料控除申告書に記入されている各保険料の金額は、所得税の控除計算に算入していないものも含め、全て記入してください。

⑬住宅借入金等特別控除の額の内訳

記入漏れがあった場合、住民税の住宅借入金等特別税額控除が受けられないことがありますのでご注意ください。

⑭配偶者の合計所得

収入金額でなく、所得に直した金額を記入してください。

⑮（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族

それぞれ（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記入してください。また、非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。（フリガナについては、分かる場合に記入してください。）

⑯受給者生年月日

必ず記入してください。

⑰支払者

「個人番号又は法人番号」の欄には、法人の場合は、法人番号を、個人事業主の場合は、個人番号を記入してください。個人番号を記入する場合は、左端を空白にし、右詰で記入してください。

⑱摘要

- ・ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、氏名を記入し、氏名の前に括弧書きの数字（例：(1)氏名）を記入してください。この数字は5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号及び、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号の欄に記入した番号と対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族である場合には氏名の後に（年少）と記入してください。
- ・ 同一生計配偶者（合計所得金額が48万円以下。控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者又は（同居）特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。〔例：「氏名（同配）」〕
- ・ 5人目以降の控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族及び配偶者特別控除の対象となる配偶者が非居住者である場合は、（非居住者）と記入してください。
- ・ 前職分を合算して年末調整を行った場合、前職の「事業所名・住所」「支払金額」「社会保険料等の金額」「源泉徴収税額」「退職した年月日」を記入してください。記入がない場合、他事業所からの報告分と合計した収入により、課税されます。
〔例：前職 津市工業㈱ 津市〇〇町5-24、支払金額1,823,600円、社会保険料97,500円、源泉徴収税額38,500円 令和5年5月30日退職〕
- ・ 海外勤務等で非居住の場合や租税条約適用の場合は、その旨を朱書きしてください。〔例：〇〇条約〇〇条該当〕
- ・ 障害者控除がある場合は、該当者であることを分かりやすく記入してください。〔例：誠（障害1級、同居）〕

※再提出される場合

提出した給与支払報告書の内容に誤りがあることに気づき、訂正した給与支払報告書を再度提出する場合は、再提出であることが分かるように、給与支払報告書（個人別明細書）の左上の空いたスペースに赤ペンで「訂正分」と記入してください。